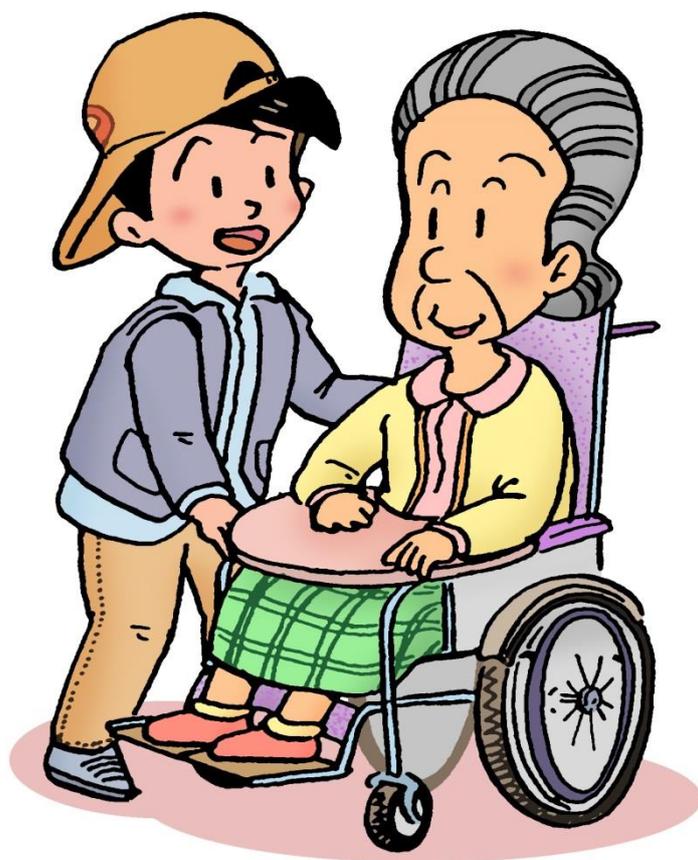


たつの市避難行動要支援者支援マニュアル



た つ の 市

令和3年4月

目 次

第 1 目的	1
第 2 たつの市地域防災計画との関連	1
第 3 対象者	1
第 4 平常時の活動	1
1 避難行動要支援者支援体制の構築	1
2 民生委員児童委員等の支援活動	1
3 個人情報の取扱い	2
(1) 情報の利用・提供と適用除外	2
(2) 個人情報利用・提供の概要	2
(3) 民生委員児童委員との情報共有	2
(4) 自主防災組織への情報提供	3
4 要支援者基準	3
(1) 災害時要配慮者台帳対象者	3
(2) 避難行動要支援者支援名簿対象者	3
5 台帳整備・個票作成	4
(1) 当初台帳登録者	4
(2) 情報共有拒否申出者	4
(3) 登録希望申出者の追加	4
(4) 個票の調整	4
(5) 個票の共有	5
(6) 要配慮者台帳等の更新	5
6 社会福祉施設等との連携	5
(1) 社会福祉施設等における災害対策について	5
(2) 医療機関における災害対策について	5
(3) 社会福祉施設等との防災訓練について	5
第 5 災害発生時の活動	6
1 体制	6
2 要支援者への「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達	7
別紙	8
様式集	12

第1 目的

災害発生時に避難行動等に支援を要する避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)に対し、平常時からの円滑な支援体制を築くとともに、関係機関が相互に連携し、適切な行動をとるための手順を定めることを目的とする。

第2 たつの市地域防災計画との関連

このマニュアルは、たつの市地域防災計画の「第2部 災害予防計画、第2章 災害応急活動への備えの充実、第6節 避難収容活動、第5 避難行動要支援者対策」中で掲げる、災害弱者支援のための体制を充実させる「避難行動要支援者支援マニュアル」とする。

なお、今後の地域防災計画の改定と連携を保ちつつ、PDCAサイクルにより現状に即した内容を保持することとする。

※PDCAサイクルとは、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れのことで、事業の実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとするサイクル)
--

第3 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、要介護認定者等のうち、支援を必要とする者

第4 平常時の活動

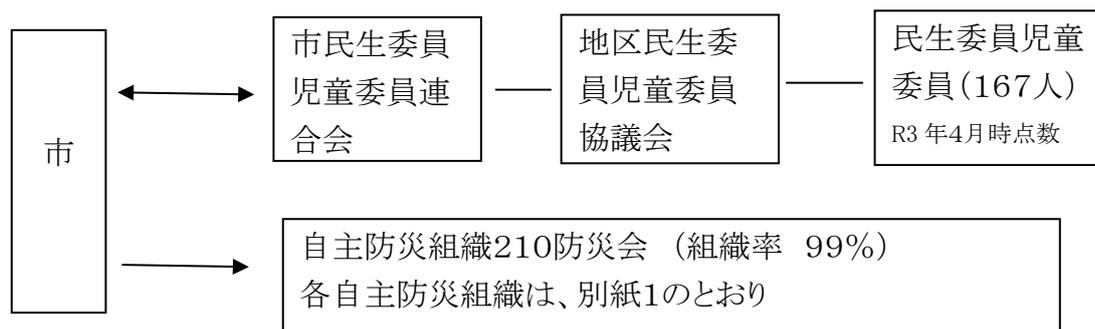
1 避難行動要支援者支援体制の構築

要支援者の的確な支援体制を構築するため、要配慮者の把握や要支援者の支援個票の登録、福祉避難所との連携を図る。

2 民生委員児童委員等の支援活動

市は、民生委員児童委員や自主防災組織等と互いに協力し、具体的な要支援者の支援活動に取り組む。

(支援連携体制)



3 個人情報の取扱い

(1) 情報の利用・提供と適用除外

市が保有する要支援者登録情報は、たつの市個人情報保護条例の規定に基づき、その取扱いに留意して個人情報の利用及び提供を行う。

ただし、情報提供を拒否する個人情報非開示申出者については、本活動の適用を除外する。

(2) 個人情報利用・提供の概要

市は、市内の危機管理課、地域福祉課及び高年福祉課の間で情報共有する「災害時要配慮者台帳(様式1)」(以下「要配慮者台帳」という。)を作成し、平常時において要配慮者となることが予想される対象者を把握する。

また、要配慮者台帳のうち、特に災害発生時の避難活動や生活支援を要すると見込まれる者を「避難行動要支援者支援名簿(様式2)」(以下「支援名簿」という。)掲載の要支援者とし、民生委員児童委員と協力して「避難活動及び生活支援個票(様式3)」(以下「個票」という。)の作成に取り組む。

情報提供の同意を得て作成した個票は、地元の自主防災組織に提供し、災害発生時の要支援者の避難支援に活用する。

(3) 民生委員児童委員との情報共有

市は、たつの市民生委員児童委員連合会と「災害時要援護者支援名簿等の取扱いに係る協定書(別紙2)」を締結し、各民生委員児童委員から「避難行動要支援者の個人情報利用に係る誓約書(民生委員児童委員用)(様式4)」の提出を受けたうえで、担当地域内の支援名簿に係る個人情報を提供する。

民生委員児童委員は、提供を受けた支援名簿の情報に基づいて要支援者の実態を把握し、個票の調整に努める。

調整した支援名簿及び要支援者の同意を得られた個票は、市と民生委員児童委員が共有し厳重に管理する。

(4) 自主防災組織への情報提供

市は、要支援者から自主防災組織へ個人情報を提供することについての同意が得られた場合には、「避難行動要支援者の個人情報利用に係る誓約書(自主防災組織用)(様式5)」の提出を受けたうえで、当該要支援者が居住する地域の自主防災組織に対し、個票及び「活動要支援者一覧表(自主防災組織提供用)(様式6)」(以下「一覧表」という。)を提供する。自主防災組織は、提供を受けた個人情報については、厳重に管理しなければならない。

3 要支援者基準

要配慮者台帳及び支援名簿の対象とする要支援者は、次の者とする。

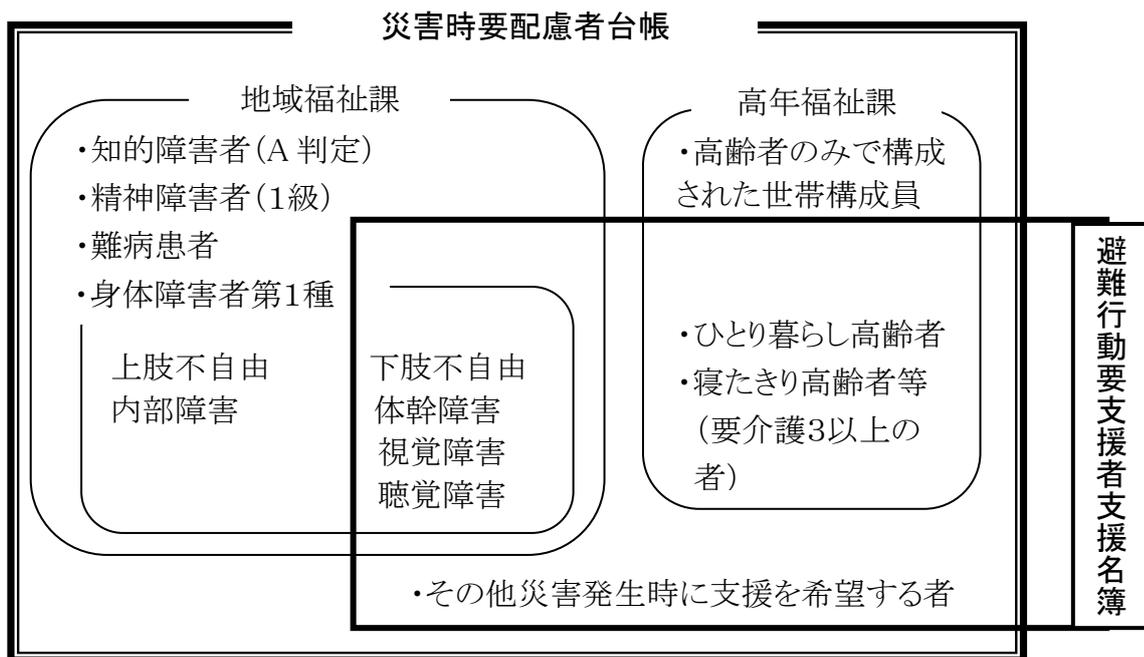
(1) 災害時要配慮者台帳対象者

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等(要介護3以上の者)、高齢者のみで構成された世帯構成員、身体障害者手帳における第1種の者、療育手帳における判定Aの者、精神保健福祉手帳における1級の者、難病患者及びその他災害発生時に支援を希望する者

(2) 避難行動要支援者支援名簿対象者

上記要配慮者台帳掲載者のうち、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等(要介護3以上の者)、身体障害者手帳における第1種の者のうち下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害の者及びその他災害発生時に支援を希望する者

上記の対象者を次に図示する。



4 台帳整備・個票作成

(1) 当初台帳登録者

要配慮者台帳	支援名簿	No	対象者	人数	人数の時点
○	○	1	ひとり暮らし高齢者	4,944人	令和2年3月
○	○	2	寝たきり高齢者等(要介護3以上の者)	1,384人	令和2年3月
○	○	3	身体障害者第1種(下肢不自由、体幹障害、視覚障害、聴覚障害)	549人	令和2年3月
○	—	4	高齢者のみで構成された世帯構成員	9,073人	令和2年3月
○	—	5	身体障害者第1種(上肢不自由、内部障害)	684人	令和2年3月
○	—	6	知的障害者(A判定)	296人	令和2年3月
○	—	7	精神障害者(1級)	69人	令和2年3月
○	—	8	難病患者	133人	令和2年3月

上記対象人数から、施設入所者は除く。

- ※ 1・4「高齢者」は、65歳以上の住民基本台帳登録者
- ※ 2「寝たきり高齢者等(要介護3以上の者)」は、介護保険事業状況報告者
- ※ 3・5・6・7は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者
- ※ 8「難病患者」は、特定疾患治療研究事業対象及び小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患の医療費助成認定者

(2) 情報共有拒否申出者

市と民生委員児童委員が支援名簿の情報を共有することを望まない者から「避難行動要支援者個人情報非開示申出書(様式7)」の提出を受けたときは、支援名簿から当該申出者の情報を削除する。

(3) 登録希望申出者の追加

当初、要配慮者台帳登録者以外の者が災害発生時の支援を希望するため登録を希望する場合は、「避難行動要支援者支援名簿登録申出書(様式8)」を提出し、市は支援名簿に当該情報を追加する。

(4) 個票の調整

民生委員児童委員は、提供を受けた支援名簿を基に要支援対象者を訪問して、本人・家族等に趣旨を説明し、個人情報提供の同意を得て、個票作成をするよう啓発する。提供同意が得られた個票は厳重に保管し、災害発生時の支援活動に活用する。

個票作成の同意を得られなかった要支援者と思われる人については、支援名簿に記載して、次年度調査の資料とする。

(5) 個票の共有

市と民生委員児童委員は、個人情報の共有に留意してそれぞれ支援名簿と個票を保有する。

自主防災組織へは、それぞれの組織に属する要支援者の個票と一覧表を市から提供し、災害発生時の要支援者避難支援に活用する。

(6) 要配慮者台帳等の更新

市は、制度の周知を継続しつつ、毎年要配慮者台帳及び支援名簿を更新する。

また、要配慮者台帳情報については、地理情報システム(GIS)で保有する市民所在地情報を活用して事務の高度化に努める。

要配慮者台帳、支援名簿及び個票作成の流れは、別紙3のとおりである。

※GISとは、地理情報システム(Geographic Information System)のことで、コンピュータ上に地図情報や様々な付加情報を持たせ、空間、時間等の面から分析・編集することができるシステム。

5 社会福祉施設等との連携

(1) 社会福祉施設等における災害対策について

市は、社会福祉施設における防災訓練時に「災害対策チェックシート(様式9)」を使用するなどして、災害対策を促すとともに、必要な資機材、備蓄等を備えるよう指導を行う。

社会福祉施設は、職員に対し災害発生時の対応を徹底するとともに、意識及び行動マニュアルの確立を図る。市は、社会福祉施設の求めに応じ、研修会等の開催を行う。

(2) 医療機関における災害対策について

市は、必要な資機材、備蓄品等の事前確認を行う。また、人工透析、精神疾患用の薬など医療体制の確保について、たつの市・揖保郡医師会と協議を行う。

(3) 社会福祉施設等との防災訓練について

市は、災害時に備え、連絡体制の確保、社会福祉施設等の稼動状況、要支援者の受け入れ等についての合同訓練を行う。また、社会福祉施設は、揖龍給食施設協議会福祉部会緊急時支援ネットワーク等を活用し、施設間での給食支援及び物資確保体制の整備を図る。

第5 災害発生時の活動

1 体制

災害が発生した時は、市地域防災計画の応急対策計画に基づく避難行動要支援者への配慮計画の実施体制をとる。

第3部 災害応急対策計画

第6章 避難収容活動

第5節 避難行動要支援者への配慮

実施担当者：福祉班(地域福祉課、児童福祉課、高年福祉課、地域包括支援課)

【目的】

災害時に自力で避難することが難しい人(避難行動要支援者)の人命の安全確保を図る。

【方針】

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の避難行動要支援者に対し、地域市民と連携し、迅速、的確な援助、対応を図る。

○事務分掌

- ・要配慮者に関すること。
- ・避難行動要支援者の避難支援及び搬送に関すること。
- ・福祉施設(要配慮者利用施設)に関すること。
- ・福祉避難所の開設、運営に関すること。
- ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- ・災害ボランティアの派遣の派遣要請及びボランティアセンターの開設に関すること。
- ・死亡弔慰金、災害見舞金、災害援護資金等生活救済対策に関すること。
- ・在宅避難者への支援に関すること。
- ・被災者に対する生活保護の実施に関すること。

2 要支援者への「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達

災害対策本部が設置され、「避難準備・高齢者等避難開始」以上の危険情報が発令された場合には、次のとおり役割に応じて伝達する。

なお、要配慮者台帳の個人情報の提供については、災害対策本部又は避難行動要支援者対策本部が災害の状況や程度に応じて判断し決定する。

- ① 民生委員児童委員の役割
 - ・要支援者の安否確認・避難支援を実施
- ② 災害時の協力者の役割
 - ・「避難準備・高齢者等避難開始」や避難勧告等を伝達
 - ・避難活動協力を実施
 - ・民生委員児童委員、自主防災組織に連絡をとって避難
- ③ 自主防災組織の役割
 - ・「避難準備・高齢者等避難開始」や避難勧告等を伝達
 - ・要支援者の避難支援
 - ・要支援者の安否確認
- ④ 社会福祉施設の役割
 - ・要支援者用の窓口を設置
 - ・要支援者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供

別紙1

たつの市 自主防災組織一覧

	自治会名	自主防災組織名	世帯数
西栗栖地区	牧	牧自主防災会	108
	時重	時重自主防災会	34
	鍛冶屋	鍛冶屋自主防災会	98
	栗町	栗町自治会自主防災会	127
	二柏野	二柏野自主防災会	24
	角亀	角亀自主防災会	35
	上筋原	上筋原自主防災会	39
	下筋原	下筋原自主防災会	42
	奥小屋	奥小屋自主防災会	13
	播磨光都21	光都21自主防災会	61
光都2-3会	光都2-3自主防災会	25	
光都4期会	光都4期会自主防災会	42	
東栗栖地区	千本	千本自主防災会	177
	福栖	福栖自主防災会	151
	能地	能地自主防災会	65
	大屋	大屋自主防災会	104
	善定	善定自主防災会	70
香島地区	平野	平野自主防災会	128
	芝山	芝山自主防災会	64
	香山	香山自主防災会	254
	篠首	篠首自主防災会	158
	吉島	吉島自主防災会	131
新宮地区	下笹	下笹自主防災会	109
	上笹1区	上笹1区自主防災会	98
	上笹2区	上笹2区自主防災会	59
	上笹3区	上笹3区自主防災会	50
	下野	下野自主防災会	183
越部地区	宮内	宮内自主防災会	143
	北新町	北新町自主防災会	263
	西町	西町自主防災会	220
	新宮新町	新宮新町自主防災会	47
	元町	元町自主防災会	107
	東町	東町自主防災会	99
	横町	横町自主防災会	37
	浦町	浦町自主防災会	37
	新宮立町	新宮立町自主防災会	82
	砂子	砂子自主防災会	226
	井野原	井野原自主防災会	177
	曾我井	曾我井自主防災会	98
	船渡	船渡自主防災会	150
	北村	北村自主防災会	74
	鶯崎	鶯崎自主防災会	175
佐野	佐野自主防災会	77	
下野田	下野田自主防災会	101	
中野庄	中野庄自主防災会	91	
馬立	馬立自主防災会	45	
市野保	市野保自主防災会	74	
段之上	段之上自主防災会	235	
仙正	仙正自主防災会	169	
龍野地区	北龍野	龍野町北龍野自治会防災会	158
	龍野新町	龍野町新町防災会	92
	門の外・柳原	龍野町三町内防災会	49
	上川原	上川原自主防災会	55
	旭町	龍野町旭町三町合同防災会	54
	水神町	龍野町水神町防災会	42
	下川原	下川原自主防災会	62
	大手	龍野町大手防災会	51
	福の神・立町	福の神・立町自主防災会	55
	本町	龍野町本町防災会	80
	川原町	川原町自主防災会	58
	上霞城	上霞城防災会	38
	中霞城	中霞城自主防災会	95
	下霞城	下霞城防災会	64
	日山	龍野町日山防災会	191
日山河原	龍野町日山河原自主防災会	105	
日山山下	龍野町日山山下自主防災会	364	
日山住宅	龍野町日山住宅防災会	96	

	自治会名	自主防災組織名	世帯数	
小宅地区	島田	島田自治会自主防災会	547	
	日飼	龍野町日飼自主防災会	427	
	片山	小宅地区片山防災会	546	
	片山小宅台	龍野町片山小宅台防災会	77	
	宮川町	宮川町自主防災会	125	
	中井	龍野町中井防災会	169	
	片山川向	龍野町片山川向自主防災会	24	
	末政	末政町自主防災会	259	
	中村	龍野町中村防災会	635	
	宮脇	龍野町宮脇防災会	405	
	小宅北	龍野町小宅北防災会	166	
	堂本	龍野町堂本防災会	782	
	本童野	龍野町本童野自主防災会	124	
	四箇	龍野町四箇自治会自主防災会	222	
	大道	龍野町大道自主防災会	150	
揖西地区	富永1丁目	龍野町富永1丁目防災会	77	
	富永2丁目	富永2丁目自治会防災会	132	
	富永3丁目	富永3丁目防災会	551	
	上富永	上富永自主防災会	119	
	富永4丁目	富永4丁目自主防災会	268	
	中井奥垣内	中井奥垣内防災会	111	
	サンライフ龍野	サンライフ龍野防災会	60	
	小神	揖西町小神防災会	377	
	中垣内	中垣内自治会防災会	301	
	清水新	揖西町清水新防災会	123	
	清水	揖西町清水防災会	52	
	佐江	揖西町佐江防災会	68	
	前地	前地防災会	60	
	北山	揖西町北山自主防災会	81	
	竹万	揖西町竹万防災会	60	
田井	揖西町田井防災会	31		
構	揖西町構防災会	111		
新宮	揖西町新宮防災会	127		
小犬丸	小犬丸自主防災会	158		
長尾	揖西町長尾防災会	67		
北沢	揖西町北沢防災会	35		
住吉	揖西町住吉防災会	48		
尾崎	揖西町尾崎防災会	44		
小畑	揖西町小畑防災会	50		
竹原	揖西町竹原防災会	72		
土師	揖西町土師防災会	427		
南山	揖西町南山自主防災会	473		
龍子	揖西町龍子防災会	34		
末広台	揖西町末広台防災会	35		
みどり野	揖西町みどり野防災会	195		
芦原台	芦原台防災会	185		
揖保地区	山下	揖保町山下防災会	118	
	中臣	揖保町中臣防災会	456	
	揖保上	揖保町揖保上防災会	72	
	揖保中	揖保町揖保中防災会	65	
	今市	揖保町今市防災会	107	
	東用	揖保町東用防災会	115	
	萩原	揖保町萩原防災会	45	
	真砂	揖保町真砂防災会	94	
	松原	揖保町松原防災会	372	
	門前	揖保町門前防災会	85	
	栄	揖保町栄防災会	99	
	西構	揖保町西構防災会	156	
	菅田地区	広山	菅田町広山防災会	263
		高駄	菅田町高駄防災会	69
		上沖	菅田町上沖防災会	37
長真		菅田町長真防災会	53	
下沖		下沖防災会	55	
片吹		菅田町片吹防災会	68	
井上		菅田町井上防災会	82	
福田		菅田町福田防災会	226	
上福田		菅田町上福田防災会	290	
内山		菅田町内山防災会	72	
菅		菅田町菅防災会	188	
広山県営住宅		菅田町広山県営住宅防災会	28	
福田団地		菅田町福田団地防災会	28	

令和3年3月末時点

	自治会名	自主防災組織名	世帯数	
神岡地区	筒井	神岡町筒井防災会	34	
	上横内	神岡町上横内防災会	79	
	西鳥井	神岡町西鳥井防災会	162	
	横内	神岡町横内自主防災会	140	
	北横内	北横内防災会	39	
	奥村	龍野市神岡町奥村防災会	36	
	西横内	神岡町西横内自主防災会	83	
	大住寺	神岡町大住寺防災会	273	
	東鶯崎	神岡町東鶯崎自主防災会	290	
	沢田	神岡町沢田防災会	143	
	沢田	神岡町沢田2防災会	110	
	入野	神岡町入野防災会	105	
	寄井	神岡町寄井防災会	74	
	田中	神岡町田中防災会	65	
	東田中	神岡町東田中防災会	56	
半田地区	追分	神岡町追分防災会	76	
	野部	神岡町野部防災会	71	
	小那田	神岡町小那田防災会	183	
	東鳥井	神岡町東鳥井防災会	31	
	大源寺	神岡町大源寺防災会	34	
	大源寺第3住宅	神岡町大源寺第3自主防災会	12	
	本郷寺	神岡町本郷寺自主防災会	45	
	半田	半田自治会自主防災会	57	
	町屋	町屋自治会自主防災会	192	
	野田	野田自治会自主防災会	123	
	新在家	新在家自衛消防隊	166	
	新在家南	新在家南自主防災会	64	
	ベルタウン	ベルタウン自主防災会	160	
	ハイタウン	ハイタウン自治会自衛消防隊	89	
	松皮田	松皮田自治会自衛消防隊	41	
養久	養久自治会自衛消防隊	128		
本條	本條自治会自衛消防団	71		
本條東雲台	本條東雲台自治会自衛消防隊	22		
朝日ヶ丘	朝日ヶ丘自治会自衛消防隊	19		
二塚	二塚自治会自主防災会	84		
春日丘	春日丘自治会自主防災会	40		
片島	片島自主防災会	107		
青葉台	青葉台自治会自主防災会	30		
神部地区	正條	正條自治会自衛消防団	761	
	山津屋	山津屋自治会自主防災会	656	
	竜野駅前	竜野駅前自治会自衛消防隊	157	
	黍田	黍田自主防災会	254	
	原	原自治会自主防災会	131	
	大門	大門自治会自主防災会	53	
	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘自治会自主防災会	246	
	グリーンハイツ	グリーンハイツ自治会自主防災会	120	
	神戸山	神戸山自主防災会	73	
	神戸北山	神戸北山自主防災会	337	
	河内地区	馬場	馬場自治会自主防災会	125
		金剛山	金剛山自治会自主防災会	79
		浦部	浦部自衛消防団	92
		袋尻	袋尻自衛消防団	59
		大久保	大久保自主防災会	43
上袋尻		上袋尻自治会自衛消防団	67	
市場		市場自治会自主防災会	88	
御津地区		朝臣	朝臣自治会自主防災会	182
		加家	加家自治会自主防災会	164
		片	片自治会自主防災会	78
		福富	福富自治会自主防災会	71
		伊津	伊津自治会自主防災会	119
		岩見港	岩見港自治会自主防災会	177
		東釜屋	東釜屋自治会自主防災会	594
		西釜屋	西釜屋自治会自主防災会	222
	黒崎	黒崎自治会自主防災会	394	
	苅屋	苅屋自治会自主防災会	785	
	御津新町	御津新町自治会自主防災会	222	
	山王	山王自治会自主防災会	105	
	中島	中島自治会自主防災会	285	
	碓岩	碓岩自治会自主防災会	49	
	栄町	栄町自治会自主防災会	361	
室津地区	室津1区		140	
	室津2区	室津自主防災会	105	
	室津3区		145	
	室津4区	室津4区自治会自主防災会	38	

自主防災組織数： 210 30,429

別紙2

災害時要援護者支援名簿等の取扱いに係る協定書

たつの市(以下「甲」という。)とたつの市民生委員児童委員連合会(以下「乙」という。)は、たつの市災害時要援護者支援マニュアルに基づく災害時要援護者支援名簿(以下「支援名簿」という。)及び避難活動及び生活支援個票(以下「個票」という。)の取扱いに関し、以下のとおり協定する。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を確認し、個人の権利利益を侵害することのないよう、支援名簿及び個票(以下「支援名簿等」という。)について適切に取り扱うものとする。

(誓約書の提出)

第2条 甲は、支援名簿を乙に提供するに際し、災害時要援護者(以下「要援護者」という。)の個人情報に係る利用の制限、管理等に関するたつの市民生委員児童委員から災害時要援護者の個人情報開示に係る誓約書の提出を求めるものとする。

(収集の制限)

第3条 乙は、支援名簿により要援護者の災害時の支援に必要な個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲で活動するものとする。

(目的外利用・提供の制限)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、支援名簿等を要援護者支援以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(支援名簿等の管理)

第5条 乙は、支援名簿等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所を定め、適切に管理するものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、支援名簿等から知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。要援護者支援の役割を離れた後においても同様とする。

(複写の制限)

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、支援名簿等を複写してはならない。

(協力者への周知)

第8条 乙は、要援護者に対する災害発生時の協力者(近隣者・友人等)に対して、支援名簿等から知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知徹底するものとする。

(支援名簿等の返還)

第9条 乙は、職務を終了したとき又は支援名簿を保有する必要がなくなったときは、速やかに支援名簿等を甲に返還するものとする。(協議)

第10条 甲及び乙は、支援名簿等の管理等について必要と認めるときは、随時協議するものとする。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、支援名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

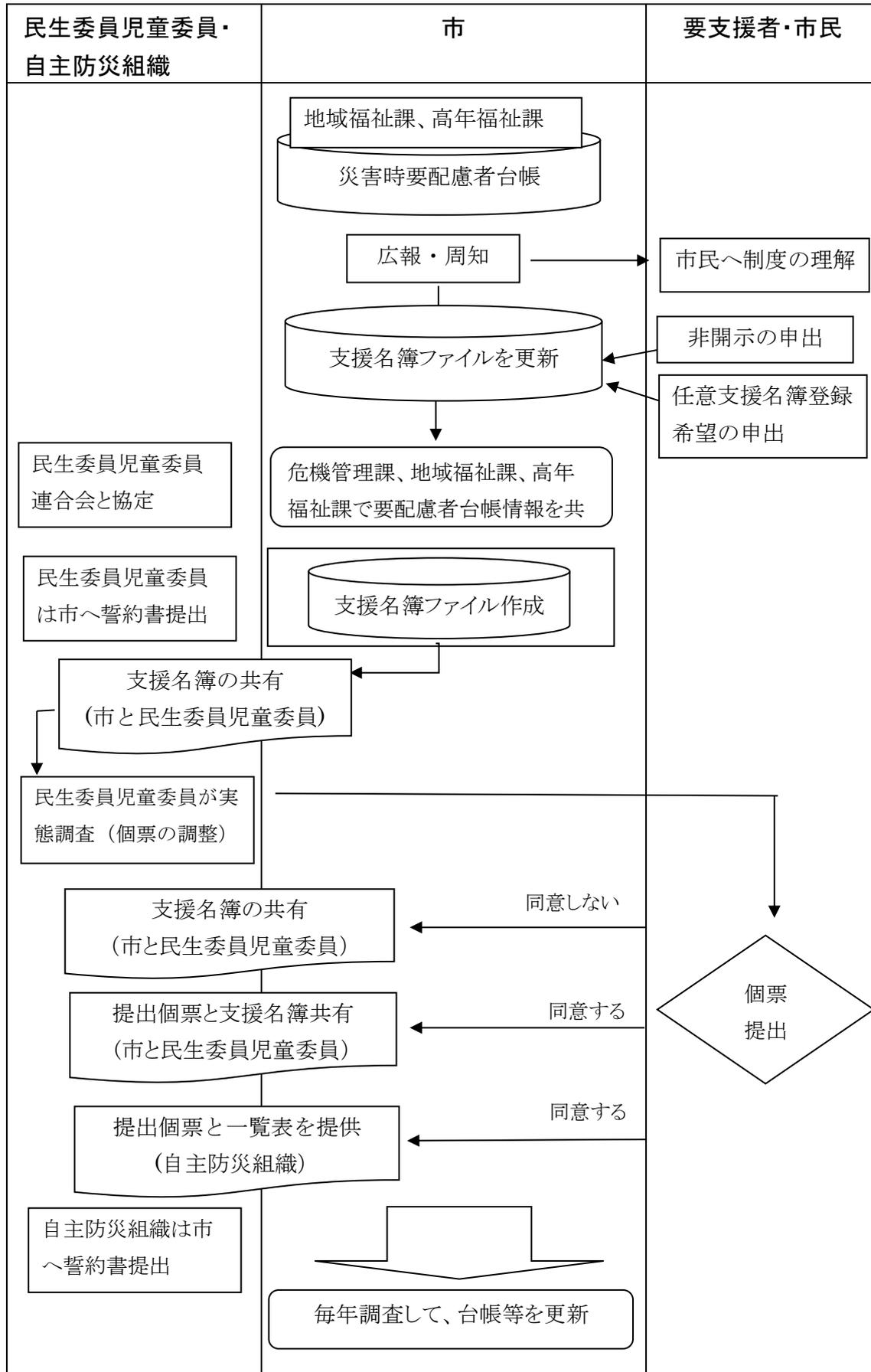
本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長

乙 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市民生委員児童委員連合会
会長

別紙3



(様式1)

災害時要配慮者台帳

年 月 日調整

自主防災 組織名 (自治会)	担当 民生委員児童委員		住所				氏名		性別	生年月 日	要支援の 状態	個票 の有 無	電話 番号	連絡 方法 等	避難 所
	氏名	連絡 先	町名大字	本 番	枝 番	末 番	漢字	カナ							

(様式2)

避難行動要支援者支援名簿

年 月 日調整

自治会名（自主防災組織名）

民生委員児童委員名

連絡先

No	住 所	氏名（漢字）	カナ氏名	性 別	年齢	状態	個票の有無	備考
1				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	
2				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	
3				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	
4				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	
5				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	
6				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	
7				男・女		1・2・3・4・5・6	有・無	

状態（1 下肢不自由・体幹障害者 2 視覚障害者 3 聴覚障害者 4 ひとり暮らし高齢者 5 寝たきり高齢者等（要介護3以上） 6 本人申出）

※ この名簿は、災害発生時に地域支援者が要支援者の生命の安全等を確保するための活動と平時からの要支援者への支援に使用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすること禁止します。

(様式4)

避難行動要支援者の個人情報利用に係る誓約書（民生委員児童委員用）

年 月 日

たつの市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

私は、たつの市から提供された「避難行動要支援者支援名簿」及び「避難活動及び生活支援個票」については、厳重に管理をするとともに、その利用を災害時の要支援者救済活動等の支援の目的のみに使用することを誓約します。

記

保管場所 _____

(様式5)

避難行動要支援者の個人情報利用に係る誓約書（自主防災組織用）

年 月 日

たつの市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

私は、たつの市から提供された「活動要支援者一覧表（自主防災組織提供用）」及び「避難活動及び生活支援個票」については、厳重に管理をするとともに、その利用を災害発生時の要支援者救済活動等の支援の目的のみに使用することを誓約します。

記

保管場所 _____

(様式6)

活動要支援者一覧表(自主防災組織提供用)

年 月 日調整

自治会名(自主防災組織名) _____

連絡先 _____

担当民生委員児童委員名 _____

連絡先 _____

No	住 所	氏名	カナ名	性別	年齢	状態	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

状態(1下肢不自由・体幹障害者 2視覚障害者 3聴覚障害者 4ひとり暮らし高齢者 5寝たきり高齢者(要介護3以上) 6本人申出)

※ この名簿は、災害発生時に地域支援者が要支援者の生命の安全等を確保するための活動と平時からの要支援者への支援に使用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすること禁止します。

(様式7)

避難行動要支援者個人情報非開示申出書

年 月 日

たつの市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

私は、たつの市が避難行動要支援者支援の対象者として、市以外の機関に私の個人情報を提供しないよう申し出ます。

なお、この措置は私が変更又は取消しの申し出をするまで継続してください。

記

非開示を申出する理由

--

(様式9)

災害対策チェックシート(参考)

年 月 日 時実施

施設名 _____

記入者 _____

項目	結果		改善点
	可	不可	
緊急連絡網にて職員に連絡できたか(時間)			
職員は参集できたか(時間)			
利用者の避難誘導はできたか			
利用者の安否確認はできたか			
負傷した利用者の搬送先は確認できたか			
施設の火元確認はできたか			
防火シャッターは稼動するか			
非常階段は使用することができるか			
水道・電気は使用できるか			
備蓄食糧の量は確認できたか(何日分)			
備蓄食糧の消費期限は到達していないか			
施設において損傷している箇所はないか			
ガラスは割れていないか			
転倒している又はするおそれのある備品はないか			
電話・FAXの通信手段は確保できたか			
たつの市に報告書を提出したか			

